

平成22年度からの

国民健康保険税の引き上げと税率の改定について

国民健康保険税の引き上げについて

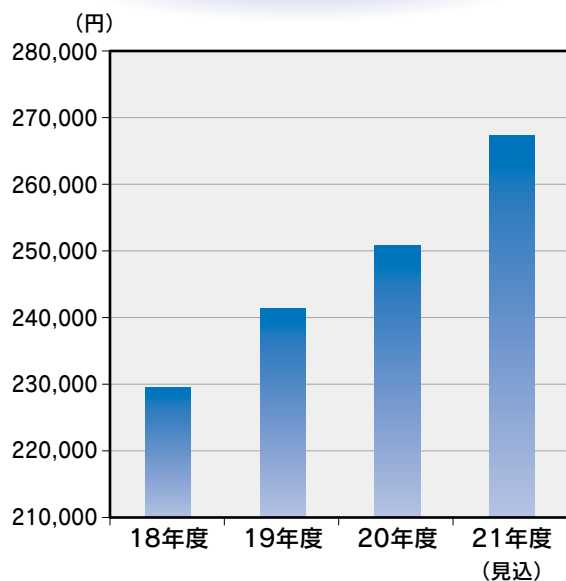
国民健康保険は、国保加入者の人が医療機関で受診を受けた際の医療費を、加入者皆さまの国民健康保険税として負担しあう相互扶助の制度です。

国保税以外の医療費の財源は、国や県からの支出金、一般会計からの繰入金などです。

かなわれています。ここ数年医療の高度化などに伴い、医療費の支出は年々増加する傾向にあり、吉岡町の国民健康保険の財政状況は非常に厳しい状態となっています。

現状の財政状況を踏まえ、また、将来的な医療費の増加を想定し、健全な国民健康保険制度の運営に資するため、やむをえず引き上げを行うことになりました。

一人あたり医療費



改定内容

① 国保税について

国民健康保険税は、加入者全員に負担していただく基礎課税分（医療分）と後期高齢者支援金等課税分（支援金分）のほか、40歳以上65歳未満の人に負担していただく介護納付金課税分（介護分）に区分され、それぞれについて所得割、資産割、均等割、平等割の合計により算出されます。

所得割は加入者の前年の所得、資産割は加入者が吉岡町に所有する固定資産（土地・家屋）の固定資産税額、均等割は加入者の人数、平等割は1世帯あたりで算出されます。

② 税率の改定について

町では今回の引き上げに伴い、資産割の賦課割合の引き下げと均等割の賦課割合の引き下げを行いました。

国保加入者所有の固定資産の多くは収入を生み出さない居住用の土地・家屋であることや、近隣市町村の資産割の割合などに着目し、資産割の賦課割合の引き下げを行ったものです。資産割の引き下げは所得割に転嫁されることとなります。

均等割の賦課割合の引き下げは、吉岡町における国保加入世帯の状況や県内市町村の均等割の賦課割合に着目し、実施したものです。均等割の引き下げは平等割に転嫁されることとなります。

〈改定後〉

医療分	50万円
支援金分	13万円
介護分	10万円

〈改定前〉

医療分	47万円
支援金分	12万円
介護分	10万円



改定後の税率など

① 課税限度額の引き上げ

地方税法施行令の改正に伴い、以下のとおり課税限度額が引き上げとなります。

②平成22年度からの

改定後の税率と課税限度額

〈改定後〉

区 分		税 率
医 療 分 課税限度額 50万円	所得割	6.7%
	資産割	24.0%
	均等割	27,500円
	平等割	38,000円
支 援 金 分 課税限度額 13万円	所得割	1.8%
	資産割	6.0%
	均等割	7,600円
	平等割	10,400円
介 護 分 課税限度額 10万円	所得割	1.3%
	資産割	5.0%
	均等割	7,400円
	平等割	6,800円

〈改定前〉

区 分		税 率
医 療 分 課税限度額 47万円	所得割	5.0%
	資産割	29.0%
	均等割	28,400円
	平等割	25,200円
支 援 金 分 課税限度額 12万円	所得割	1.4%
	資産割	8.0%
	均等割	7,400円
	平等割	6,600円
介 護 分 課税限度額 10万円	所得割	1.2%
	資産割	7.0%
	均等割	8,500円
	平等割	5,000円

◆保険税の計算方法

医療分・支援金分・介護分それぞれについて、次のように計算した金額の合算額が保険税額となります。
ただし、医療分・支援金分・介護分それぞれについて、限度額を超える部分は課税されません。

所得割＝世帯の国保加入者の課税所得金額の合計額×所得割率

資産割＝世帯の国保加入者の固定資産税額の合計額×資産割率

均等割＝世帯の国保加入者の人数×均等割額

平等割＝1世帯につき平等割額の金額

※介護分は40歳から64歳の加入者のみ計算対象になります。

◆保険税の軽減について

世帯（加入者と世帯主）の総所得	軽 減 率
33万円 以下	7割軽減
33万円+24.5万円×（世帯主を除く加入者数） 以下	5割軽減
33万円+35万円×（加入者数） 以下	2割軽減

世帯（加入者と世帯主）の総所得に応じて、均等割・平等割が軽減されます。
軽減率は次のとおりです。

計 算 例 ②

加入者1人(63歳)
課税所得:0円(7割軽減に該当の場合)
固定資産税額:0円

〈改定前〉 〈改定後〉
年額:24,200円 ⇒ 年額:29,200円
年額で5,000円の増額となります。

計 算 例 ①

加入者4人(50代の夫婦・20代の学生2人)
課税所得:300万円
固定資産税額:40,000円(夫の所有)

〈改定前〉 〈改定後〉
年額:442,600円 ⇒ 年額:518,400円
年額で75,800円の増額となります。

新しい税率での
計算例

計 算 例 ④

加入者2人(65～74歳夫婦)
課税所得:150万円
固定資産税額:40,000円

〈改定前〉 〈改定後〉
年額:214,200円 ⇒ **年額:258,100円**
年額で43,900円の増額となります。

計 算 例 ③

加入者1人(20代)
課税所得:100万円
固定資産税額:0円

〈改定前〉 〈改定後〉
年額:131,600円 ⇒ **年額:168,500円**
年額で36,900円の増額となります。

平成22年度国民健康保険税納税通知書の発送について

平成22年4月加入分からの国民健康保険税は、7月の本算定により計算されます。納税通知書の発送は、7月中旬の予定で、納期限は次のとおりです。

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日	2月28日	3月31日

※この納期限のほか、年金からの天引き（特別徴収）では、4月、6月、8月が仮徴収分として、10月、12月、2月が本徴収分として、年金からの天引きにより納めていただくことになります。

保険税の納付にご理解・ご協力をお願いします

平成22年度から国保加入者の皆さまには国民健康保険税の負担増をお願いすることとなりましたが、保険税は国民健康保険制度上大変貴重な財源となります。保険税が滞納になりますと督促手数料・延滞金の発生により負担増につながります。また、財産の差押えなどの不利益処分につながる場合がありますので、保険税の納付につきまして、保険期限内の納付にご協力をお願いいたします。

◆収納強化について

町では、滞納対策の一環として、町税全般にわたり納期限内納付の推進を強化します。

納期限後の納付は、延滞金の発生など、納税者の負担がさらに増えてしまう結果となりますので、納期限を過ぎても未納の人を対象に、督促状発送前に電話催告を行う予定です。

納め忘れの人など不愉快な思いをさせてしまう場合も多々あると思いますが、ご理解・ご協力をお願いします。

また、諸事情により納期限内の納付ができず、やむをえず分割での納付を希望される人は、役場財務課税務室で相談を受け付けます。なお、分割での納付の場合でも納期限は変わらず、延滞金や督促手数料などが発生する旨を申し添えます。

▼問合せ先 役場財務課税務室 ☎54・3111（内線137）